

八代市告示第 12 号

令和 7 年 1 月 9 日付けで受理した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定請求について、同条第 3 項の規定により令和 7 年 1 月臨時会に付議したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定によりその審議の結果を次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 31 日

八代市長 中村 博生



1 提出議案

議案第 2 号 旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定
について

2 議決年月日

令和 7 年 1 月 31 日

3 審議の結果

否決